

豊橋市公共施設のあり方検討委員会運営要領(案)

1. 豊橋市公共施設のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)は、公開とする。
ただし、会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
2. 会長は、委員会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
3. 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
4. その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。